

## 箕子小学校跡地活用会議傍聴要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、箕子小学校跡地活用会議設置要綱（以下「要綱」という。）第7条第3項の規定に基づき、箕子小学校跡地活用会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

## (受付)

第2条 受付を担当する職員は、会議の開催15分前までに、会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）に、第3条から第8条に定める事項その他必要な事項を説明の上、受付票兼誓約書に氏名、住所を記入させ、整理番号票（別記様式）を交付する。

- 2 受付の際は、他の傍聴希望者等に個人情報漏えいすることのないよう、受付票は個票化し、管理を徹底しなければならない。
- 3 誓約書には、誓約事項として、第3条から第8条に定める事項その他必要な事項を記載する。
- 4 誓約事項については、その内容を記載したものを配布するか、会議の会議場（以下「会議場」という。）の入り口や会議場内の見やすい場所に掲示し案内するなど傍聴希望者へ周知しなければならない。

## (定員)

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ局長が定めるものとする。

- 2 傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選を行う。

## (会議場に入ることができない者)

第4条 会議場に入場することができない者は次の者とする。

- (1) 第2条に定める受付が完了していない者。
- (2) ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者。
- (3) 会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

## (傍聴人が守るべき事項)

第5条 会議の会議を傍聴するにあたり、傍聴人が守るべき事項は次のとおりとする。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき等の示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

## (傍聴人の退場)

第6条 要綱第7条第1項に定める非公開の議題に関して会議を行おうとするときは、職員は、傍聴人を速かに会場から退場させなければならない。

## (傍聴人への指示)

第7条 委員及び職員は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行う。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人が、誓約書に違反したときは、委員及び職員は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、委員及び職員は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができ、次回以降の会議の傍聴を認めないことができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度委員が決するものとする。

附 則

この要領は、平成29年6月4日から施行する。

様式

平成 年 月 日  
簗子小学校跡地活用会議

**整理番号票**

NO. \_\_\_\_\_

傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選となります。  
傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、係員の  
求めに応じて提示してください。